

# 令和2年分 市民税・県民税の申告と相談

市民税・県民税（市・県民税）の申告と相談を受け付けます。下図を参考に、申告が必要かどうか確認し、申告が必要な人は、期限内に必ず申告をしてください。

申告内容をもとに、課税額や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育料などを決定します。申告

をしないと、課税内容の証明や保険料の算定などに影響が出る場合があります。

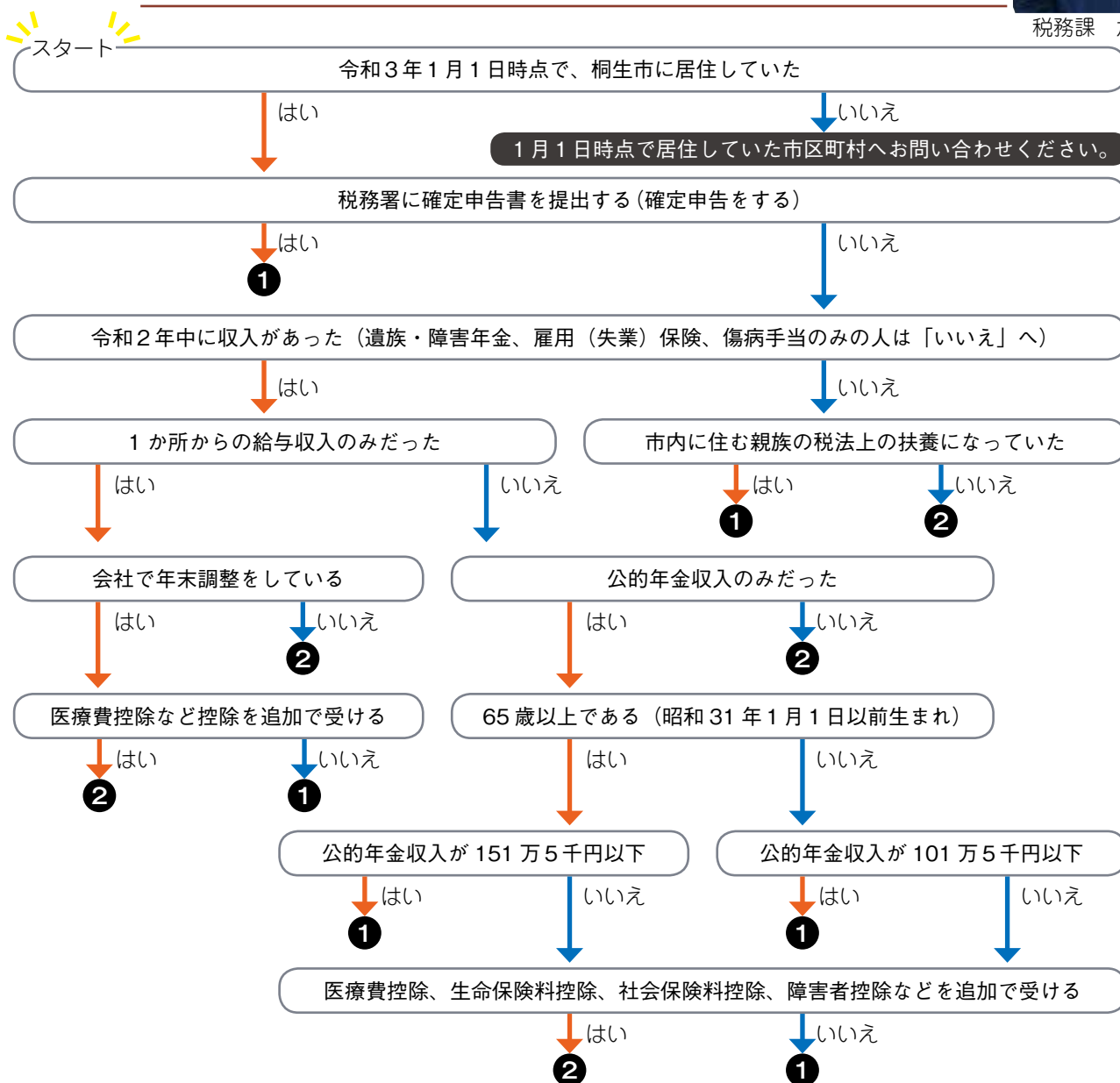
問い合わせ＝税務課市民税担当（☎内線 226）、新里支所市民生活課（☎ 74 - 2212）、黒保根支所市民生活課（☎ 96 - 2111）



税務課 加納主任

## Q. 申告の必要があるかを調べるには？

下の、申告要否フローチャートをご確認ください。



## 判定結果

- 1 … 市・県民税の申告は不要です。
- 2 … 市・県民税の申告が必要です。※

※所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける人は、確定申告が必要です。

※収入が給与と公的年金のみで、会社から桐生市へ給与支払報告書が提出されている人は、収入の額によっては、申告が必要ない場合があります。

## Q. どうやって申告すればいいですか？

### 今年度は、郵送での申告がおすすめです。



税務課 峯岸主事

市・県民税の申告書は郵送でも受け付けます。申告会場は大変混み合うため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、可能な限り郵送での申告書提出にご協力をお願いします。

## 申告方法

3月15日まで（当日消印有効）に、申告書に必要な事項を記入のうえ押印し、収入や控除に関する各種証明書（郵送の場合はコピー可）と併せて、郵送で税務課市民税担当（〒376 - 8501 桐生市役所）へ。

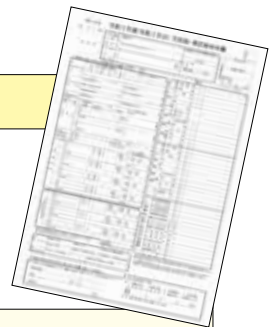
書類の内容を確認する場合がありますので、日中連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。

申告用紙は、税務課（市役所1階）、新里・黒保根支所、市ホームページにあります。郵送することも可能ですので、希望する場合は、税務課市民税担当へご連絡ください。

また、市ホームページから申告書が作成できます。「桐生市 申告」で検索し、ぜひご利用ください。

## 申告時に必要なもの

対象		必要書類など
申告者全員		申告書 ※社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告書には本人や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを記載する必要があります。
所得がある人	給与所得者	源泉徴収票、給与明細など
	年金所得者	源泉徴収票
	営業・農業・不動産所得	収支内訳書
	雑・一時所得	収入金額・必要経費がわかる書類
	配当所得	支払通知書、特定口座年間取引報告書など
控除を受けたい人	社会保険料控除	支払額などの証明書、領収書など
	生命保険料控除	控除証明書、支払額などの証明書
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費控除の明細書
	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	セルフメディケーション税制の明細書および一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
	勤労学生控除	学生証、在学証明書など
	障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
	寄附金控除（イベントの中止などによるチケット払戻請求権の放棄）	払戻請求権放棄証明書および指定行事証明書の写し
	寄附金控除（上記以外）	受領証明書



## Q. 申告会場で相談と申告をしたい場合は？

### 今年度は、次の3か所で実施します。

市役所と新里支所は混雑緩和のため、地区別での受け付けになります。今年度は公民館では受け付けませんのでご注意ください。来場の際はマスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。入場時に、検温と健康状態確認書を記入していただきます。

咳・発熱などの症状のある人は、入場をご遠慮いただく場合があります。また、混雑状況により入場制限を行う場合もありますので、ご理解をお願いします。



税務課 須賀主事

### 持ち物

- ▶マイナンバーカードか番号確認書類（個人番号通知カードと運転免許証など）
- ▶印（はんこ）
- ▶筆記用具
- ▶利用者識別番号（ID）が分かる書類（既にIDを取得している場合）
- ※その他、控除などの必要書類は9ページをご確認ください。

### 桐生市役所（6階会議室）

※土、日、祝日を除く。桜木町は12区、相生町一・二丁目は15区で組みました。

期日	対象地区	時間
2月	9日(火)・10日(水)	午前9時～午後4時
	12日(金)・15日(月)	
	16日(火)～19日(金)	
	22日(月)～25日(木)	
	26日(金)	
3月	1日(月)	
	2日(火)	
	3日(水)	
	4日(木)	
	5日(金)	
	8日(月)	
	9日(火)～15日(月)	
	市内全地区	

### 新里支所（3階大会議室）

期日	対象地区	時間
2月	9日(火)	午前9時～午後4時
	10日(水)	
	12日(金)	
	15日(月)	
	16日(火)	
	17日(水)	
	18日(木)	
	19日(金)	
	22日(月)	
	24日(水)	
	25日(木)・26日(金)	
	市内全地区	

### 黒保根支所（1階フロア）

※祝日を除く

期日	対象地区	時間
2月	市内全地区	16日(火)～19日(金)
		22日(月)～26日(金)

# 所得税などの確定申告を行う人へ

問い合わせ＝桐生税務署（☎22 - 3121 自動音声に従い「2」を選択）

## ● 税務署での確定申告が必要な人 ●

次に該当する人は市で申告できませんので、桐生税務署で申告してください。

- ▶ 準確定申告（死亡した人の申告）をする人
- ▶ 青色申告をする人
- ▶ 住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- ▶ 土地・建物の売却による収入があった人
- ▶ 株式の売却による収入があった人
- ▶ 雑損控除の適用を受ける人
- ▶ 繰越控除（純損失・雑損失）の適用を受ける人
- ▶ 先物取引による収入があった人
- ▶ 外国為替証拠金取引（FX）による雑所得があった人
- ▶ 肉用牛の売却による所得があった人
- ▶ 山林所得があった人
- ▶ 修正・更正の請求をする人
- ▶ 贈与税・消費税の申告をする人

## ● いつでもどこでもできる！スマホ申告がおすすめです ●

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォン（スマホ）でも申告書が作成できます。

年末調整済みで医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする人、年末調整が済んでいない人、2か所以上の給与所得がある人、年金収入や副業などの雑所得がある人など、多くの方が「スマホ専用画面」をご利用いただけます。

スマホ専用画面は、スマホやタブレットでも画面が見やすく、操作しやすくなっています。令和2年分の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からスマホ申告をご利用ください。



スマホ専用画面イメージ

## ● 令和2年分確定申告会場 ●

所得税、個人事業者の消費税、贈与税の確定申告会場を開設します。

期間＝2月16日（火）～3月15日（月）※土、日、祝日を除く

相談受付時間＝午前8時30分～午後4時

相談開始時間＝午前9時から

場所＝桐生税務署4階会議室

※混雑緩和のため、「入場整理券」を配付します。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は還付申告の人の申告相談を2月16日（火）よりも前から受け付けています。

※確定申告会場においては、次の対策を実施します。

- ・ソーシャルディスタンス（社会的距離）に配慮した確定申告会場レイアウト
- ・手指消毒液の設置、こまめな換気・消毒
- ・来場者へのマスク着用などのお願い、入場時の検温
- ・職員における手洗い、マスク着用などの徹底